

令和 6 年 12 月 20 日
みどり環境局公園緑地管理課

横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準等の 一部改正について

1 趣旨

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（令和6年国土交通省令第97号）が令和6年11月8日に施行されました。

この改正により、都市緑地法施行規則が改正されるため、当該規則を引用している基準、要綱について、該当箇所の改正を行いました。

2 改正した基準、要綱

- (1) 横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準
- (2) 横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する事務取扱要綱

3 意見公募

形式的な変更であるため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第5条第4項第8号イに該当し、意見公募手続は行いませんでした。

4 施行日

令和6年12月20日